答弁第二八号

内閣衆質一〇〇第二八号

昭和五十八年十一月二十五日

内 閣 総理大臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 福 田 殿

衆議院 議員・ 山原健二郎 君外一名提出小学校、 中学校の大規模校(マンモス校)の解消に関する質

問に対 し、 別紙答弁書を送付する。

(質問の 二八)

衆 議 院 議 員 Щ 原 健 郎 君 外 _ 名提出 小 学 校、 中学: ·校 の 大規模 |校(マ ンモス校)の 解消

に関する質問に対する答弁書

一について

御 指 摘 \mathcal{O} 調 査 に お 7 て は、 般 に児童・生徒 一人当た り 0 校地 面 積 が少なく、 体育 の授業 B

クラブ 活 動 学 校 行 事 等 に 好 ま L < な **\ 影 響 を与える 傾 向 が 見ら れ ること、 全 校 的 に 教 師 کے 児

童 • 生 徒 \mathcal{O} 触 れ 合 1 教 師 相 互 \mathcal{O} 意 思 疎 通 児 童 • 生 徒 同 士 \mathcal{O} 交 流 が 困 難で、 学校 とし 7 \mathcal{O}

体 感 が 育 ち に < *(* \ こと) 等 が 市 町 村 カゝ 5 報 告さ れ 7 1 る。 こ の ような 間 題 点が あ るとすれ ば、 教

育上好ましくないものと考えている。

二について

(-) 学校規模別の校内暴力の発生校数については、 現在集計中である。

(二) 児 童 生 徒 \mathcal{O} 運 動 能 力、 体 力 に つ 7 て は 種 々 \mathcal{O} 要 因 が 影 響を 与 える Ł \mathcal{O} で あ り、 義 的

に論ずることはできない。

昭 和 五. + 七 年 五. 月 _ 日 現 在 \mathcal{O} 調 査 によると、 三十 学 級 以 上 \mathcal{O} 小 中 · 学 校

生 徒一人当た ŋ 0 校 地 面 積 及び 屋 内運 動 場 \mathcal{O} 面 積 は、 ١, ず れ ŧ 全 玉 平均 \mathcal{O} 約 兀 + パ 1 セ ント

に

お

け

る

児

童

である。

(三) 学 校 規 模 0 適 正 化 を 図 る た め、 各 市 町村 に対し、 地域 の実態 に 応じ た大規模校 0 分

離

を促

進するよう指導してまいりたい。

三について

(-)小 中 学 校 \mathcal{O} 学 級 数 \mathcal{O} 標 準 に 0 V) て は、 学 校 教 育 法 施 行 規 則 に 定 あ 5 れ 7 1 る が、 同 規 則

に お 1 7 は 特 別 \mathcal{O} 事 情 \mathcal{O} あ るときは 例 外 が 認 \Diamond 5 れ 7 V る。

(二) 各 市 町 村 が 進 \emptyset 7 7 る学校分離 0 実 態を踏まえて、三十一学級以上の学校に っつい て 調 査

たものである。

二十五 学級以上三十学級 以下の学校数 は、 昭和 五十七 年五月一日 現在、 小学校二千七百三

十校、中学校九百八十四校である。

(三) 学校規 模 \mathcal{O} 適 正 化 につい ては、 従来から努力してきたところであり、 ここ数年、

三十一学

級以上の小・中学校の数は減少している。

四について

各 市 町 村 に お ****\ て は、 地 域 0) 実 態 に応じた大規模校 の分離 に 鋭意努力しており、 国としても

必要な措置を講じてきたところである。

昭 和 五. + 九 年 ·度概 算 要求に係る事 項につい ては、 現在、 予算の 編 成を進めており、 その過程

で検討しているところである。

五について

学校規模の適正化のための学校の分離に対しては、 従来から必要な措置を講じてきており、

現在、御指摘の調査を行う考えはない。

右答弁する。

六